

令和6年度

ひがしじゅうじょう

東十条スタンダード

「東 十 条 スタンダード」は、子供たちが健やかな学校生活を送るため、学 習 規 律 や生活規律について具体的な取り組みをまとめたものです。ご家庭でも、このリーフレットをもとに、お声かけをお願いいたします。

筆箱に入れておくもの

- えんぴつ 5～6本
- 赤えんぴつ
- 消しゴム ※よく消えるもの。
- ネームペン ※黒の油性ペン
- じょうぎ ※15cm 位のもの。2 つ折りになるものは不可。

体育の学 習の服装

- 膝上のソックス、ピン、飾り付きのゴムは不可。
- 冬期は、体育着の上にトレーナー（フードやファスナー、ボタンがないもの）を着用してもよい。ネックウォーマー、タイツは禁止。

（学 習 規 律 について）

- 教 室 から移動する時は、並んで静かに移動する。
- 学 習 と休み時間の切り替えのため、授 業 の始めと終わりのあいさつをしっかりとる。
- ノートは、下じきを使って書く。

5 休み時間

- 学 習 の用意をしてから、休み時間にする。
- 友達のことを考 え、安全に気をつけて遊ぶ。
- 廊下、階段、昇 降 口、校舎の裏、ネットの裏で遊ばない。
- 内遊びの時は、教 室 で座ってできることをして、静かに過ごす。
- 遊びに使った道具は、もとの場所にきちんともどす。
- 学 級 で使う遊び道具は、大切に使う。（ボールをける遊びはしない）
- 屋 上 で遊ぶ場合は、外靴に履き替える。
- トイレや水飲みは授 業 が始まる前にすませる。

水筒について

- 通年で持ってきてよい。中身は、水かお茶。
- 教 室 の自分の席で保管する。

とうげこう

1 登 下 校

- 校帽をきちんとかぶる。
- 通学路を歩いて登校する。歩道のない道路や商店街では、端を通る。
- 走ったり、大きな声で騒いだりしない。
- 忘れ物を取りに帰らない。
- 登校時間を守って登校する。（8：15～8：25）
- ※校門は8：10に開きます。8：15まで昇 降 口前で並んで待ちます。
- 校門では、立ち止まってあいさつをする。
- ※上着やセーターを腰に巻いたり、洋服のフードをかぶったりしない。

しぎょうまえ

2 始 業 前

- 教 室 に入る前に、手を洗う。
- 学 習 の用意をしたら、名札をつける。
- 校帽や上着などは、ロッカーへしまう。
- 水飲み、トイレを済ませ、朝学 習 の時間に備える。

ちょうかい

3 朝 会

- 校庭で行 う際は、校帽をかぶる。
- 移動する際は、昇 降 口、階段、廊下は右側を静かに歩く。



廊下の歩き方

は！ はしらない。
さ！ さわがない。
み！ みぎがわを歩く。

がくしゅう

4 学 習

（学 習 用 具 について）

- 学 習 に必要な物だけを持って来る。
- すべての持ち物に記名をする。
- 学校に置いておく学 習 用具以外は、毎日、持って帰る。
- 筆箱は箱形のものが望ましい。（缶の筆箱は禁止）

きゅうしょく

6 給 食

- 石けんできれいに手を洗う。
- マスクをしっかりとつけ、無言で配膳する。
- 食べ終わるまで、おしゃべりはひかえる。
- また、教 室 を出ない（手洗いを除く）。
- 給 食 後も石けんできれいに手を洗う。

こうていかいほう

ひがしじゅうじょうひろば

7 校庭開放・わくわく東 十 条 広場

- （1）校庭開放 日曜日・祝 日：10時～12時、13時～16時
- （2）わくわく東 十 条 広場
- 時間を守って遊ぶ。指導員の方の指示に従 う。
- 徒歩で来る。（自転車は禁止。）

	げつようび きんようび 月曜日～金曜日	とようび 土曜日
が 3月～10月	がっこうしゅうりょうご 学校終了後 ～ 17時	じ 9時～12時・13時～17時
が 11月～2月	がっこうしゅうりょうご 学校終了後 ～ 16時 30分	じ 9時～12時・13時～16時 30分

8 帰宅後

- 外出するときは、家の人に次のことを伝える

「だれと、どこへ行き、何時に帰るか」

- 外出するときは、防犯ブザーをいつも持つ。

- ゆうやけチャイムの時間になったらすぐにかえる。
- 習い事には一度家に帰ってから行く。（学校から直接行くことは禁止。）

ゆうや 夕焼けチャイム
が 3～9月「夏時間」：午後6時
が 10～2月「冬時間」：午後4時30分

- 帰宅後に大きな地震がおきたときどうするか、おうちの人と話し合っておく。
- 危険をかんじたときは、大きな声で「たすけて」とさけぼう。
- しらない人にあとをつけられたときは、「こども110番」の家ににげこもう。
- 自分のあんぜんは、自分でもまもる意識をもって行動しよう。
- 事件やじこにまきこまれた時は、すぐ警察へ。その後、がっこうに連絡しよう。

おうじけいさつ 王子警察：3911-0110 ひがしじゅうじょう 東 十 条 小：3913-6648

9 けいたいでんわ 携帯電話・スマートフォン

- 携帯電話やスマートフォン、防犯ブザー付携帯は、原則、学校には持ってこない。
- 家庭で必ずルールを決めて、安全に使う。

東十条小学校の携帯電話・スマートフォンの使い方のルール

【^{じどう}児童が^{まも}守る7つのルール】

- 1 使用は夜8時までとし、1日の利用時間、使用しない時間や場所を決める。
- 2 必ずフィルタリングをつけ、保護者と一緒にパスワードを設定する。
- 3 通信アプリやメール機能等を利用するときには、自分が言われて嫌なことやされて嫌なことはしない。うその情報は書き込まない。送信前に、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるかを考えて、必ず読み返す。
- 4 名前やメールアドレスなどを教えたり、知らない人と会ったり、自分や友だちを撮った写真や動画を送ったりしない。
- 5 写真や動画を勝手に写したり、掲載したりしない。
- 6 困ったことがあったら、一人で悩まず、保護者や先生に相談する。
- 7 家庭で決めたルールは、かならず守る。

【保護者が守る4つのルール】

- 1 1 か月に1 度は使用状況や使用内容を確認する
ど、保護者の管理の下で使わせる。
- 2 子どもが約束の時間になっても、使用している場合は、
注意する。
- 3 子どもを有害サイトから守るため、フィルタリング・
パスワードをつける。
- 4 アプリ等をダウンロードする際には、子どもまかせに
せず、親が判断する。

※ 夜8時以降であっても、児童が安全上の理由で家庭と連絡をとる場合は、使用可。